

～令和4年2月21日から3月6日迄：カテゴリーA（警戒）の期間とする～

安全衛生委員会

政府は「まん延防止等重点措置」が2月20日までとした21道府県のうち山形、島根、山口、大分、沖縄の適用を解除し、2月27日が期限の和歌山県を含めた17道府県での延長を決定しました。先に3月6日までの期限の14都県と合わせた対象は次のとおり、北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、石川県、長野県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県（～3月6日）

現状を踏まえ、本委員会は3月6日まで石川県、富山県、福井県以外の都道府県を「制限対象地域」とします。また、石川県に「まん延防止等重点措置」が適用されていますが、学期末までの学生、教職員の活動・行事等を考慮し、令和4年3月31日までカテゴリーを「A（警戒）」を継続します。

今後も適切な教育・研究等の活動を推進するため、確実な感染防止対策に努めてください。なお、本委員会は今後の感染状況等により制限対象地域及び活動制限指針を変更する場合があります。

カテゴリー	定義	教育 (講義・演習、実験、実習)	研究 (研究所、研究センター)	課外活動 (クラブ、教育プログラム)	キャンパス機能の利用 各教育支援センター (学食・サービスセンター等)	会議・委員会	教職員勤務 (TA/SA/学生スタッフ準拠)	学生のキャンバス立入 及び 行動（帰省を含む）	学外者のキャンバス立入
A（警戒）	ワクチン接種等の対策と効果が全国的に確認できるまでの間、及び当該感染症が全国的に終息するまでの間 ※本委員会は、国が発出する緊急事態宣言等を踏まえて、本活動制限指針における制限対象となる都道府県を定める。 なお、全国の感染状況をその都度判断して対象となる都道府県を変更する場合がある。	キャンバス内 建物の全入口 カード運用 後学期期間 ・大学 9/21～3/31 ・高専 9/24～3/31	◎大学：～3/31 ・原則A区分・B区分に従い対面授業、遠隔授業を実施する。 ・平日：原則21時まで、土曜：原則17時まで可能。但し、平日21時以降、土曜17時以降ならびに日祝（年末・年始休日含）については十分な感染防止対策を講じた上で、届出により可能とする。 ・PDⅢ、修士研究活動は3密を避け対面にて実施。 なお、本委員会が指定する制限対象地域へ移動等した学生は1週間のキャンバス立入を禁止する。 但し、新型コロナワクチンを2回接種の後、2週間を経過した健康な学生については帰着後の制限を除外できる。 ●学外授業は、本委員会が指定する制限対象地域以外に限り、事前に申請書（場所、人数、内容、時間等）を提出のうえ許可のもと実施する。但し、国および県による緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置などが発出されていない制限対象地域で実施される活動については、事前協議（※2）のうえ、許可されたものは実施できる。 ●教員は授業のエビデンスを必ず残すものとする。 ●やつかほシャトルバスは、通常（44名）で運行する。（マスクを必ず着用、私語は控える） ◎高専：～3/31 ●授業・対面授業とする。 ※3年生はNZ-OPからのオンライン授業を金沢キャンパスの高専教員が対面でサポート。4年生は原則対面授業とするが、大学との共創クラスについては大学の運営方針に沿って実施。 ・平日：原則21時まで、土曜：原則17時まで可能。課外時間は教員在室時に限る。但し、平日21時以降、土曜17時以降ならびに日祝（年末・年始休日含）については十分な感染防止対策を講じた上で、届出により可能とする。 ※白山麓キャンバスは別途取り扱うものとする。 ●学外授業は、原則本委員会が指定する制限対象地域以外に限り、事前に申請書を提出し許可されたものに限る。 ○非常勤講師に関しては別途定める。 ○外部講師に関して、県外からの対面授業等は原則禁止する。 但し、感染者が出た場合は、その都度、安全衛生委員長が感染状況を所属長並びに主要関係者と確認して、研究活動制限等の指導他、適切な対策を講じる。	●学内の研究活動のみ原則許可、但し、県内の活動を許可制にて可能とする。 ●外部からの研究者受入や来所は原則禁止	●学内活動 (大学・高専金沢キャンバス) ●～3/6 平日：8時半～19時 土曜：8時半～17時 日曜・祝日：活動不可 ●事前の出張申請・許可のもと出張を伴う研究活動を実施できる。 ●本委員会が指定する制限対象地域への出張は原則禁止する。 但し、その必要性と重要性が事前協議（※2）で確認できた場合は、出張できるものとする。 東京、愛知、京都、大阪等の大都市圏を中継地とする際は、十分な注意を必要とする。 なお、本委員会が指定する制限対象地域へ出張した教員は、1週間の在宅勤務とする。 但し、新型コロナワクチンを2回接種の後、2週間を経過した健康な学生については帰着後の制限を除外できる。 ●学外授業は、本委員会が指定する制限対象地域へ出張した教員は、1週間の在宅勤務とする。 但し、新型コロナワクチンを2回接種の後、2週間を経過した健康な教員については帰着後の制限を除外できる。 ●学外授業は、本委員会が指定する制限対象地域へ出張した教員は、1週間の在宅勤務とする。 但し、新型コロナワクチンを2回接種の後、2週間を経過した健康な学生については帰着後の制限を除外できる。	●感染対策と状況に応じて、一定の利用制限を設ける場合がある。 (各ホームページを参照のこと) ・数理工教育研究センター・夢考房 ・スポーツ考房・チャレンジラボ ・自己開発センター・留学支援課 ・基礎英語教育センター・学生ステーション ・パソコンセンター・情報処理サービスセンター ・各種事務サービス窓口など ●ライブラリーセンター 【2/16～3/31】 平日：8時半～17時 日・祝日：10時～17時 ●公式大会参加については、検討のもと参加の可否を決める。 本委員会が指定する制限対象地域で実施される公式大会等に参加した学生は実施後1週間のキャンバス立入を禁止する。 但し、新型コロナワクチンを2回接種の後、2週間を経過した健康な学生については帰着後の制限を除外できる。 ※白山麓キャンバスの高専寮生は、別途取り扱うものとする。 但し、感染者が出た場合は、その都度、安全衛生委員長が感染状況を所属長並びに主要関係者と確認して、研究活動制限等の指導他、適切な対策を講じる。	●全カテゴリー（A,B,C,D）において勤務形態は所属長と安全衛生委員長（法人本部長）が協議して決める。教職員は、本活動制限指針を遵守する。 ●毎日、健康状態確認シートを記入する。 ●感染症への対応を徹底するため、感染が疑われる場合は、所属長に速やかに申し出ると共に、人事課に連絡する。 ●新型コロナウイルス感染拡大防止のためのフローチャート・新型コロナウイルス感染症への対応と勤務の在り方を遵守する。 ●学生スタッフの活動は、その必要性と重要性が事前協議（※2）で確認できた場合は可能とする。 ●TA/SA活動は、A区分・B区分に関係なく全週勤務可とする。 ●本委員会が指定する制限対象地域への出張は原則禁止する。但し、その必要性と重要性が事前協議（※2）で確認できた場合は出張できるものとする。 ●本委員会が指定する制限対象地域へ出張等移動等した教職員、又は指定する制限対象地域からの来訪者（友人・家族等）と接触した学生においては1週間のキャンバス立入を禁止するが、授業・修学等、不利益にならないよう配慮する。 但し、新型コロナワクチンを2回接種の後、2週間を経過した健康な学生については帰着後または接觸後の制限を除外できる。 *入学試験実施等の特定公務については別に定める。	●現在も3密（密集、密接、密閉）の回避、マスクの着用、手洗い、換気等の基本的な感染対策が有効であり、「新しい生活様式」の徹底と感染リスクの高まる「5つの場面」を避ける等の十分な感染防止対策を講じた上で、対面授業、課外活動及びキャンパス機能がルールに基づき利用できる。 ●事前連絡と健康状態等チェックし、感染防止対策を講じた上で、立入可能とする。 なお、対応者は面会者・日時・場所などの面会記録を残すものとする。 ●本委員会が指定する制限対象地域からの来客は、新型コロナワクチンを2回接種の後、2週間を経過した健康な来客を除き原則禁止とする。 但し、その必要性と重要性に応じて事前協議（※2）により認めるものとする。 ●密集、密接、密閉の3密対策に加え、感染防止対策を講じた対応に加え、教員においては1号館1.115室Guest Roomを利用できる。	
B（特別警戒）	石川県が独自の緊急事態宣言等を発出、または「まん延防止等重点措置」等が発出された場合		●国内の緊急事態宣言が解除される迄は、全ての授業科目は遠隔授業として実施する。 ●教員は授業のエビデンスを必ず残すものとする。			●学内の研究活動のみ原則許可、但し、県内の活動を許可制にて可能とする。 ●外部からの研究者受入や来所は原則禁止	●基本的にオンライン会議で実施する。		●学園機能維持のためライフライン関連及びメンテナンス、納品等を除き、キャンパスへの立入を原則禁止する。 ※白山麓キャンバスへの立入については、都度協議を行う。
C（高度警戒）	石川県・首都圏を含む多くの自治体で緊急事態宣言等が発出されている場合		●国内の緊急事態宣言が解除される迄は、全ての授業科目は遠隔授業として実施する。 ●教員は授業のエビデンスを必ず残すものとする。			●対面での活動を禁止する。 ●オンライン利用のみとする。	●基本的にオンライン会議で実施する。		●学園機能維持のためライフライン関連及びメンテナンス、納品等を除き、キャンバスへの立入を禁止する。
D（緊急事態）	再度、全国に緊急事態宣言が発出された場合		●研究所での活動は基本不可、最低限必要な生物、薬品、施設設備等の維持・管理については研究者が実施（※1）できる。				●オンライン会議のみ可能とする。	●全キャンバスの立入を禁止する。	●学園機能維持のうちライフライン関連以外の立入を禁止する。

*1「研究に使用する生物」「液体窒素・液体ヘリウムの補充」「毒劇物等の研究に使用する薬品の管理」「研究に必要な基幹インフラ」の稼働・維持管理、各種安全対策、法令等の義務の遵守に必要な場合

*2 事前協議とは、所属長（学長、校長、ICC所長、法人本部長）のそれそれが、各関係者と申請内容の確認と協議を行なうことをいう。

注記1. 扇が丘診療所、扇が丘保育園等に所属する職員は別途取り扱うものとし、本活動指針の適用を受けないものとする。

注記2. 学生の就職活動（インターンシップを含む）、特別な取り扱いを必要とする課外活動、免許制に伴う正課活動などは、関係者間で要相談のもと活動の可否を決めるものとする。

注記3. 学生の宿泊を伴う活動、深夜（21時から翌日5時まで）に亘る活動、多数者の飲食等を伴う課外活動は、関係者間で要相談のもと活動の可否を決めるものとするが原則禁止とする。

注記4. 国外（外務省が渡航を許可している国）の出張等を行った場合は、在宅勤務を2週間行った後、キャンパスでの勤務を可能とする。

注記5. 学内から感染者が発生した場合は、県の衛生主管部局の指示のもと、感染経路を含めた調査協力ならびに対応カテゴリーを定める。

注記6. 令和3(2021)年度においては、原則キャンパス内の教室等の貸出は行わない。

注記7. 国が発出する「緊急事態宣言」、「まん延防止等重点措置」ならびに県が発出する「石川緊急事態宣言」等の適用状況及び全国の感染状況により本指針の見直しを実施する。